

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。
 ※10名以上のグループでお申込みください。
 ※学校、公民館等への講師派遣も可能です。
 ※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、広島県金融広報委員会に電話で御相談ください。



広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町8-17 日本銀行広島支店内
 電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関等からなる組織です。

【講師をつとめる金融広報アドバイザーの御紹介（平成24年2月1日現在）】

アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
でじ ちえ 出路 千恵	・ 家計簿記帳と生活設計 ・ 子育て支援、家計診断 ・ その他消費者問題	さとうけんじ 佐藤 健次	・ ライフプラン ・ リタイアメントプランニング ・ 老後の財産管理
おおたかずこ 太田 和子	・ 金銭教育 ・ 高齢者の生活設計 ・ 消費者啓発	かじもとりえ 梶本 利恵	・ 生活設計・資金計画の立て方 ・ 生活設計における保険設計の基本 ・ 金融経済の基礎知識
なかはらりつこ 中原 律子	・ 消費者問題 ・ 生活設計の必要性 ・ 老後を「生きる」	いそざきのりお 磯崎 紀夫	・ ライフプラン ・ 金融知識の普及 ・ キャリアカウンセリング
どい けいこ 土井 敬子	・ 消費者問題 ・ 金銭教育 ・ 生活設計	やまさきいさみ 山崎 勇三	・ 団塊世代の定年戦略セミナー ・ 上手な余暇経済学 ・ お金と心と体の健康
すぎもとえいぞう 杉本 栄三	・ ライフプランの重要性と金銭教育 ・ 60歳以上の生活プランと資産運用 ・ ライフキャリアプランニング	おかもとまき 岡本 真紀	・ ライフプラン、金銭教育の重要性 ・ 保険、共済等の設計基礎知識 ・ 相続に対する考え方や備え
いしだしげる 石田 茂	・ 金銭感覚の育成 ・ 消費者問題 ・ 高齢者の生活設計	くらはしたかひろ 倉橋 孝博	・ 金融資産運用の基礎知識 ・ 高校生、大学生へのコーチングを通じた金銭教育 ・ 老後資金づくりと相続対策
むかいはのぼる 向井 昇	・ 金融経済の基礎知識 ・ 退職後の生活設計 ・ 経済新聞の読み方		

- ### 講師派遣申込み手順
- 1 日時・開催場所・希望講師を申し込み
 - 2 金融広報委員会にて講師との日程調整
 - 3 派遣の可否を御連絡
 - 4 申込書に必要事項を御記入の上、FAX または郵送
 - 5 必要に応じて講師との事前打ち合わせ
 - 6 講師派遣

あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日 (祝日も対応)	10:00~19:00
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30
府中市	0847-43-7106	火・金	10:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月・火・木・金	9:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00
安芸高田市	0826-42-1143	水・金	9:30~16:30

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
江田島市	0823-40-2212	月~金	10:00~16:00
府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
海田町	082-823-9219	木	9:30~16:00
熊野町	082-820-5636	月・水	10:00~16:00
坂町	082-820-1535	水	9:00~16:00
安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
北広島町	0826-72-5571	木	10:00~16:00
大崎上島町	0846-65-3111(代)	奇数月の第1金	10:00~15:00
世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
神石高原町	0847-89-3332	月~金	9:00~16:00

※祝日・年末年始(広島市は年末年始)は休みです。
 また、昼休憩があります。

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など

県民相談 ☎082-223-8811 … 相続・遺言、結婚・離婚、交通事故、多重債務問題など

受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～16時（12時～13時は休み）

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費啓発グループ ☎082-513-2731

ひろしま スクエア

No. 32 (2012年3月発行)

発行：広島県生活センター
 (環境県民局消費生活課)



消費者が良い商品・サービスを安心して選べる環境を守る

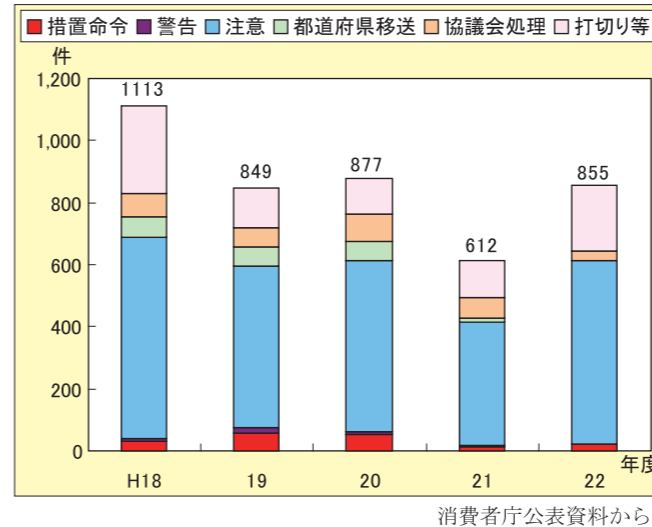
景品表示法 (不当景品類及び不当表示防止法)

消費者なら、誰もがより良く、より安い商品・サービスを求めます。しかし、実際よりも良く、又は安く見せかける表示がされたり、過大な景品類の提供が行われたりすると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない又は安くない商品・サービスを買ってしまい、不利益を被る恐れがあります。

近年の景品表示法関連事案

- ・インターネットで販売されたおせち料理が、掲載された写真の内容と、あまりにも違っていた。(H23. 2. 22 措置命令)
- ・美術品販売で、価格が平時と変わらないのに、広告には期間限定の安売りのように記載されていた。(H23. 10. 20 措置命令) など

景品表示法違反被疑事件の調査件数は下のグラフのように推移しています。↓



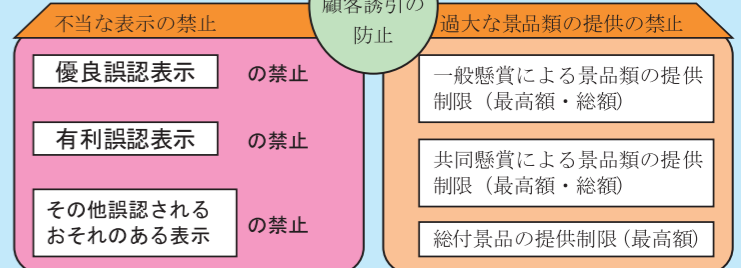
景品表示法の概要

景品表示法の目的

消費者の利益の保護



不当な顧客誘引の防止



消費者が自主的・合理的に、良い商品・サービスを選べます。

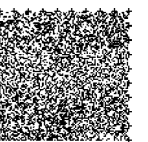
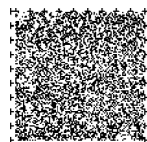
目次

不当表示、過大な景品はダメ! … 1~3

広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。



不当な表示や過大な景品はダメ！

不当な表示の禁止 うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

優良誤認表示の禁止

品質、規格、その他の内容について、実際よりも著しく優良であると示す表示を禁止しています。

例えば

○国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示していたが、実際には国産有名ブランド牛ではない国産牛肉だった。



有利誤認表示の禁止

価格や取引条件に関して、実際よりも著しく有利であると誤認される表示を禁止しています。

例えば

○運送業者が荷物の運送料金について「今なら半額！」と表示していたが、実際には常にその運賃だった。



その他誤認されるおそれのある表示の禁止

上記以外にも、まぎらわしい、または正しい判別を困難にさせる表示を特に指定し、禁止しています。

例えば

○広告に「大幅値引き2台限り」と表示したのにはじめから商品を用意しないで売り切れたことにする。(おとり広告)



過大な景品類の提供の禁止 過大な景品類の提供で、消費者を惑わすことを禁止しています。

景品類とは＝顧客を誘引するための手段として、商品、サービスの取引に付随して提供する物品、金銭のことを指します。
※値引き、アフターサービス等は除きます。

一般懸賞

商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為（パズル、クイズなど）の優劣等によって景品類を提供することです。

一般懸賞における景品類の限度額		
懸賞による取引価額	最高額	総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上げ予定総額の2%
5,000円以上	10万円	定総額の2%

共同懸賞

一定の地域や業界の事業者が共同して景品類を提供することです。(商店街の福引など)

共同懸賞における景品類の限度額	
最高額	総額
取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上げ予定総額の3%

総付景品

懸賞によらず、商品・サービスを買ったり、来店したりした人にもれなく提供される景品類のことです。

総付景品の限度額	
取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の10分の2

(参考) オープン懸賞(商品・サービスを買ったり、利用したりすることなく、誰でも応募できる懸賞です。)は、景品規制は適用されません。



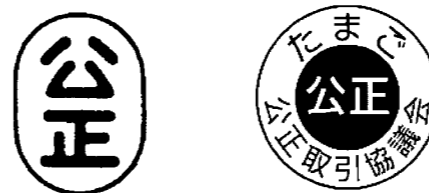
業界ごとの自主ルールを運用する 公正取引協議会の取組

業界が消費者庁・公正取引委員会の認定を受けた公正競争規約(自主ルール)を設定している場合は、業界ごとに組織された自主規制機関が公正競争規約を運用します。この機関が公正取引協議会です。

公正取引協議会では、公正競争規約が守られているか調査を行ったり、公正マークを発行するなど公正競争規約の遵守、普及のための活動を行っています。会員の事業者が公正競争規約に違反した場合は違約金を課すこともできます。

全国には不動産、食料品、家庭用品、自動車などの公正取引協議会が80(平成24年1月現在)、設立されています。協議会会員の商品や店頭には、公正競争規約に従い適正な表示をしていることを「公正マーク」や「会員証」によって示しているものもありますから、商品やサービスの選択の目安になるでしょう。

【商品表示の公正マーク】の例



飲用牛乳

たまご

【店頭表示の会員証】の例



不動産

自動車

「公正競争規約」のことについてはこちらまで↓

- 社団法人 全国公正取引協議会連合会
〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2階 電話：03-3568-2020
ホームページ⇒ <http://www.jfftc.org>

景品表示法に関する問合せ等はここに↓

景品表示法に関する問合せ、相談、被疑情報については、広島県消費生活課、公正取引委員会及び消費者庁で受け付けています。

- 広島県 環境県民局 消費生活課 消費政策グループ
〒730-8511 広島市中区基町10-52
電話：082-513-2730
- 公正取引委員会 近畿中国四国事務所 中国支所 取引課
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 10階
電話：082-228-1501
- 消費者庁 表示対策課
〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー 電話：03-3507-8800 (代表)
【事業者からの事前相談】はこちら。電話：03-3507-8800 (代表) 指導係まで
【被疑情報】は、オンライン又は郵送にて受け付けております。
詳しくは消費者庁のウェブサイトをご覧ください。 <http://www.caa.go.jp/representation/>



おかしいな, と思ったら相談してください。

